福山市事業者向け創エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金対象財産処分等承認通知書

福環総第	
所 在 地	
名 称	
代表者	
年 月 日付けで申請のあった福山市事業者向け創	
エネ・蓄エネ・省エネ設備導入等補助金については、次のとおり	
財産処分等について承認します。	
年月日	
福山市長 枝 広 直 幹	
処分を行う財産の設置場所	
福山市	
処分を行う財産	
□ 太陽光発電設備 □ 蓄電池 □ 高効率空調設備	ĵ
□ 高機能換気設備 □ 高効率照明機器 □ 高効率給湯機器	ŗ
□ コージェネレーションシステム	
処分等の内容	
(条件)	
1 処分等が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分等の完了	`を
証明する書類を提出すること。 2 処分等の完了後、別途通知する補助金に相当する額を納付すること。	